

社会保険の相談は東京土建へ！

今、国は、建設産業の発展と後継者育成を目的として、社会保険[健康保険、厚生年金、労災・雇用保険の3保険]加入を促進し、未加入者への指導を強めています。

社会保険加入は、建設労働者の労働条件改善につながり、法令遵守という観点からもすすめるべきではありません。そこで、私たち東京土建では、随時、社会保険のご相談を受けつけています。

「東京土建国保＋厚生年金」は **国土交通省が認めています**
「協会けんぽ＋厚生年金」と同等です

法人または常時5人以上の従業員がいる個人事業所について、一定の要件と手続きを満たせば、「健康保険適用除外承認」を受けて「東京土建国保＋厚生年金」加入ができます。

この場合、改めて協会けんぽに入り直す必要はありません(国土交通省平成24年7月30日通知)

上位業者等から「協会けんぽでないとダメ」と言われた、などの実態があれば東京土建へお知らせ下さい。

標準見積書で 法定福利費を確保しよう

社会保険の加入を進めるには、財源として、法定福利費(社会保険料の事業主負担分)の確保と賃金・単価の引き上げが欠かせません。

東京土建では、法定福利費を別枠明示した「標準見積書」の活用で、法定福利費の請求要求運動をすすめています。

- 社会保険未加入問題
- 「健康保険適用除外」の承認の要件
- 法定福利費の別枠確保
- 標準見積書の活用

…などご相談は東京土建へ！



【問合せ・ご相談先】

「人が育つ明るい建設産業」を目指す

東京土建一般労働組合 江戸川支部

〒132-0022 東京都江戸川区大杉 2-12-10

電話:03-3655-6448 FAX:03-3656-0959

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険（通称「協会けんぽ」）に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであって、現在既に建設業に係る国民健康保険組合（※）に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である（現在では新設は認められていない）。

なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き（年金事務所（平成22年以前は社会保険事務所）による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認）を行って加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

→東京土建国保は、国民健康保険組合の一つです